

農地

における盛土等も

※盛土・切土・土石の堆積（仮置き）・一部営農行為

盛土規制法

に基づく

許可等

が必要です。

※規制区域によっては「届出」

- 盛土等による災害防止のため、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。
- 滋賀県では、県内全域を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始しました。
- 令和7年4月1日から裏面に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

規制区域内の農地では、農地法に基づく手続きのほかに
事前に盛土規制法に基づく許可または届出が必要です。

規制対象となる行為

- 資材置場やストックヤードを目的とする農地転用
- 宅地化を目的とする農地転用
- ほ場の大区画化・均平
- 地盤の嵩上げを伴う田畑転換
- 農業用施設用地の整備等
- 表土の補充（30cm超）

など

規制対象規模を超える
場合は手続き必要

（規制対象規模については裏面に記載）

※規制対象とならない行為（通常の営農行為）

⇒別紙『**通常の営農行為の範疇の判断基準の確認フロー**』

によって、「**通常の営農行為に該当します。**」と確認された行為

- 耕起、代かき、整地、畝立等
- 表土の補充（30cm以下）など

◆「通常の営農行為」に該当するかどうかについては、確認フローならびに行為の内容が分かる資料等をご用意のうえ、当該農地を所管する各市町の農業委員会事務局にて確認を受けてください。

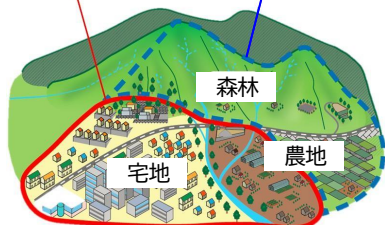
滋賀県の規制区域

滋賀県では、「県内全域※」を次の2つの規制区域のいずれかに指定しています。

【市町別の区域図も県HPで公表中】

特定盛土等規制区域

宅地造成等工事規制区域



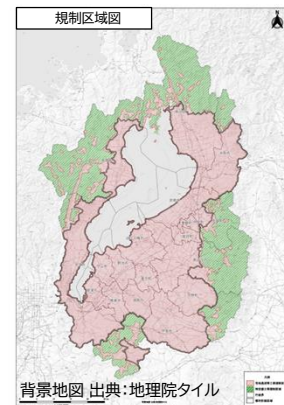
【宅地造成等工事規制区域】

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

【特定盛土等規制区域】

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※中核市である大津市においては、大津市が区域指定を行っています。



背景地図 出典:地理院タイル
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

【規制対象規模】…許可または届出対象となる盛土等の規模

区域	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	
	土石の堆積	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
		④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	
	土石の堆積	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの (①～④を除く)※	
		⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	

区域	行為	要件	イメージ図
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	
	土石の堆積	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
		④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く)	
	土石の堆積	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの (①～④を除く)※	
		⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	

「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの
※盛土または切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が**30cmを超える部分の面積**が要件（面積）に該当する場合。

お問い合わせ

滋賀県 土木交通部 住宅課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-4240



詳しくは滋賀県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/339774.html>

※大津市域については、大津市のホームページをご確認ください。

滋賀県 盛土規制法

検索